

通学路の安全確保を求める意見書

通学中の交通事故や犯罪等により、子どもたちが危険にさらされる事案が相次いで発生しており、従来の通学安全対策には限界があると言わざるを得ない。平成24年に国からの要請により各市町村において通学路の緊急点検を実施したが、通学路にある危険な箇所が約7万か所に上ることが判明している。

しかし、財政面などからいまだに安全対策が確立していない地域も少なくない。かけがえのない子どもたちの命と安全を守るため、国や地域レベルの関係機関が連携体制を強化することはもとより、通学中の子どもたちが巻き込まれる交通事故等を防止し、一刻も早く安全に通学することができる環境を整備していく必要がある。

よって、本市議会は、国に対し安全な通学路を整備するための予算確保及び子どもたちが安全に安心して通学することができる環境の整備に向けた法律を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣 殿
国土交通大臣
国家公安委員会委員長

座間市議会議長 京 免 康 彦